

一般社団法人表千家同門会定款

一般社団法人表千家同門会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人表千家同門会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の決議によって支部を必要な地に置くことができる。支部の細則は別に定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、不審菴に伝わる表千家茶道を正しく継承普及し、併せて表千家茶道を愛好し学ぶ者の教養を高め、もって我が国文化の高揚発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 茶道文化に関する茶会、講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- (2) 茶道文化に関する調査研究及び助成
- (3) 茶道文化に関する図書の刊行
- (4) 茶道研修施設の設置及び運営
- (5) 一般財団法人不審菴の目的、事業（祭祀、講習会、広報等）への協力
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 普通会員 不審菴に入門し表千家茶道を修練する者で、この法人の目的に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体
 - (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、理事会の決議により承認された個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の正会員は、次の個人又は団体とし、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 表千家家元宗匠
 - (2) 表千家家元の内弟子
 - (3) 支部長
 - (4) 千家十職
 - (5) 名誉会長から推薦された個人又は団体
- 2 この法人の普通会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。
- 3 この法人の名誉会員については、申し込みを要しない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び普通会員は、会員になったとき及び毎年、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を8箇月以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長は、前項の議事録に署名し又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を理事長とし、1名を副理事長、2名を専務理事、3名以上7名以内を常任理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、会長、副理事長、専務理事、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 この法人の名誉会長に歴代表千家家元宗匠を推戴する。名誉会長は、この法人を象徴する。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、その理事及びその理事の配偶者又は3親等以内の親族その他のその理事と一定の特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 幹事及び相談役並びに顧問

第27条 理事会の決議により、この法人に幹事、相談役、顧問を各5名まで置くことができる。

- 2 幹事は、理事長の承認を得て理事会を傍聴し意見を述べることができる。
- 3 相談役は、この法人の運営について参考意見を述べることができる。
- 4 顧問は、理事長の諮問に応える。

第7章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び正味財産増減予算)

第34条 この法人の事業計画書、正味財産増減予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(細則)

第40条 この定款施行についての細則は、理事会及び社員総会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は左海祥二郎とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。